ふくいの食ブランド向上事業（飲食店出店支援）交付要領

（目的）

第１条　ふくいの食ブランド向上事業（飲食店出店支援）（以下「補助金」という。）の交付については、福井県補助金等交付規則（昭和４６年福井県規則第２０号）（以下「県規則」という。）および魅力創造課所管補助金等交付要綱（以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

（定義）

第２条　この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

　一　飲食店　注文により直ちにその場所で料理、その他の食料品または飲料を飲食させる事業所をいう。

　二　整備　　施設を新たに建設または既存施設を売買、譲渡等により取得し改修することをいう。

　三　取得　　事業者が実際に取得した日、検収した日または固定資産台帳に登録された日をいう。

　四　着手　　工事請負契約書に記載されている着工日、工事請負業者からの着工届、工事請負業者が作成した工程表などで確認できる工事開始をいう。工事を伴わない場合は、機械設備の搬入日をいう。

　五　事業完了　補助対象となる飲食店の整備が完了し、土地造成経費および施設の建設経費、設備等の移設費の支払いが完了することをいう。

（事業の目的）

第３条　補助金は、北陸新幹線福井・敦賀開業に向け、“食で稼ぐ”環境を整備するとともに、福井県の食ブランド向上につながる飲食店を開設する事業に必要な経費（消費税および地方消費税を含む。）であって、知事が必要かつ適当と認めるものについて予算の範囲内で交付する。

（補助対象事業者）

第４条　この要領で対象とする補助対象事業者は、次に掲げるすべての項目を満たす者とする。

　一　営業活動に必要な許認可を取得している者、または許認可を取得する見込みがある者

二　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条に規定するもの、暴力団の構成員であると認められるもの、または暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持もしくは運営に協力し関与するものに該当しない者

三　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条第５項に規定する性風俗関連特殊営業に該当しない者

四　福井県物品購入等の契約にかかる指名停止等措置要領に基づく指名停止期間中に該当しないこと

五　民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の規定による更生手続開始の申立てまたは破産法（平成１６年法律第７５号）の規定による破産手続開始の申立てが行われていないこと

六　県税の滞納がないこと

（補助対象経費、補助率、補助限度額および補助要件）

第５条　補助対象経費、補助率、補助限度額および補助要件については、別表に定めるとおりとする。ただし、他の県費補助対象事業および国庫補助対象事業は除くこととする。

（補助事業の採択基準）

第６条　補助事業は、次に掲げる基準を総合的に勘案し、予算の範囲内で採択するものとする。

一　国内外から集客できるシェフが上質な料理を提供すること

二　新規に独立、開業をする店舗であること（移転は除く）

三　県がターゲットとする客層（富裕層）に合致していること

四　ＳＤＧｓに対応した店舗であること

五　県産食材を積極的に活用すること

六　店舗装飾や食器、什器等に越前漆器や和紙等福井の伝統工芸品を使用すること

　　七　地域経済への波及効果が見込まれること

　　八　事業が３年以上継続できることが見込まれること

（補助事業採択事業者の決定）

第７条　申請者は、様式第１の補助金交付に関する事業計画書（以下「事業計画書」）を作成し、県が別に定める期日までに県に提出するものとする。

２　県は、飲食業や観光業に精通する専門家による審査会を開催し、提出された事業計画書をもとに審査し、適当と認められるものについて事業採択を通知する。

（補助金の交付申請）

第８条　前条第２項による通知を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、様式第２の補助金交付申請書を、県が別に定める資料を添付して、県が別に定める期日までに提出するものとする。

２　知事は、前項の規定による交付申請書の提出を受けたときは、補助金の交付決定を行い、様式第３による補助金交付決定通知書により補助事業者に通知するものとする。

３　知事は、前項の通知を行うに当たって、補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、次の各号に掲げる条件を付すものとする。

一　補助事業の内容の変更（効用を減じない変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けること。

二　補助事業に要する経費の配分の変更（補助対象経費の相互間の２０パーセントの範囲内の変更で補助金額に変更を生じないものを除く。）をする場合には、知事の承認を受けること。

　　三　補助事業を中止または廃止する場合には、知事の承認を受けること。

　　四　補助事業が予定の期間内に完了しない場合または補助事業の遂行が困難となった場合には、すみやかに知事に報告してその指示を受けること。

　　五　その他補助事業に要する経費の使用方法に関すること。

　４　申請を行おうとする補助金以外に、関連する国庫補助事業または単独事業を一体的に実施している（予定も含む）場合は、補助金と別事業の区分が分かるようにすること。

(申請の取下げ)

第９条　補助事業者は、前条の規定による通知に係る補助金の交付決定の内容およびこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、その交付決定の通知を受けた日の翌日から１５日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

２　前項の申請の取下げがあったときは、当該申請に係る交付決定はなかったものとみなす。

(補助事業の内容および経費の配分の変更)

第１０条　補助事業者は、補助事業の内容および経費の配分の変更をしようとするときは、あらかじめ様式第４による申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。

２　知事は、前項の申請を承認すべきものと認めたときは、様式第５による承認通知書を補助事業者に通知するものとする。

(補助事業の中止または廃止)

第１１条　補助事業者は、補助事業を中止し、または廃止しようとするときは、あらかじめ、様式第６による申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

２　知事は、前項の申請を承認すべきものと認めたときは、様式第７による承認通知書を補助事業者に通知するものとする。

(状況報告)

第１２条　補助事業者は、補助事業の遂行状況の報告を求められたときは、様式第８による補助事業遂行状況報告書を知事に提出しなければならない。

２　補助事業者は、補助事業を予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき、または補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに、様式第９による補助事業遂行困難状況報告書を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第１３条　補助事業者は、補助事業を完了したとき(補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。以下同じ。)は、その日から１か月を経過した日または翌年度の４月１０日のいずれか早い日までに、様式第１０による補助事業実績報告書を知事に提出しなければならない。

(是正命令等)

第１４条　知事は、前条に基づく実績報告の内容を審査し、補助事業の実施結果が交付決定の内容およびこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該事業内容等に適合させるための措置をとるべきことを補助事業者に命じることができる。

２　前項の規定は、第１２条第１項の報告があった場合にも準用する。

３　補助事業者は、第１項の措置が完了したときは、前条の規定に準じる実績報告を提出しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第１５条　知事は、第１３条および前条に基づく実績報告の提出があったときは、当該実績報告に係る書類の審査および必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第１０条に基づく承認をした場合は、その承認された内容）およびこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第１１による補助金額確定通知書を補助事業者に通知するものとする。

２　知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

（補助金の支払い）

第１６条　補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定したのち、支払うものとする。ただし、補助金の交付決定後に必要があると認められる経費については、概算払いをすることができる。

２　補助事業者は、前項の規定により補助金の支払いを受けようとするときは、様式第１２により補助金精算（概算）払請求書を知事に提出しなければならない。

（事業経過報告または事業成果報告）

第１７条　補助事業者は、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から、３年間は毎年の２月末日を期限に、様式第１３による事業成果報告書を県に提出しなければならない。

（交付決定等の取消し等）

第１８条　知事は、第１１条による承認をしたときは、第７条による補助金の交付の決定の全部または一部を取り消し、または変更することができる。

２　知事は、補助事業者が補助金の交付の決定の内容、交付決定に付した条件、県規則、交付要綱またはこの要領に違反したときは、補助金の交付の全部または一部を取り消すことができる。

３　知事は、前項の規定による交付の決定の取消しを行ったときは、交付決定取消通知書によりその旨を補助事業者に通知するものとする。

４　知事は、第２項の規定による取消しまたは変更を行ったときは、期限を付して、既に交付した補助金の全部または一部の返還を命ずることができる。

(帳簿の備付け)

第１９条　補助事業者は、補助事業に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後５年間保存しなければならない。

（退店する場合の措置）

第２０条　補助事業者は、補助事業の完了した日から３年未満で退店する場合には、県に対しその旨を報告しなければならない。その際、県は補助事業者に対し、既に支払った補助金の全部または一部の返還を命じることができるものとする。

　(雑　則)･

第２１条　この要領に定めるもののほか補助金の交付に関して必要な事項は、知事が別に定める。

２　補助事業者は、補助金の交付等に関して知事から指示があったときは、その指示に従わなければならない。

　附　　則

この要領は、令和４年　４月　１日から施行する。

附　　則

この要領は、令和５年　４月　１日から施行する。

附　　則

この要領は、令和５年　５月２２日から施行する。

別表

事業内容と補助対象経費について

１　対象となる事業内容

　ア　店舗の取得や改装および厨房設備の導入

　イ　その他、上記に付帯する取組み

２　補助対象経費

|  |  |
| --- | --- |
| 経費区分 | 内容 |
| 飲食店の取得・改修費 | 建物の取得・修繕費 | 店舗の取得や改築、改装に要する経費（デザイン料等の設計に要する経費を含む） |
| 設備導入費 | 厨房設備費 | 厨房設備の購入、製造、改良、据付、修繕、運搬、または借用に要する経費 |
| 飲食店運営にかかる経費 | 食器・什器費 | 食器・什器等に利用する伝統工芸品の購入に要する経費 |
| 機械・装置費 | ＩＣクレジットカードおよび電子マネーの決済端末機の整備に要する経費（インターネット環境の整備費を含む） |
| 広報費 | 印刷物作成費、広告媒体の活用等の補助事業に要する経費 |
| その他 | 県が補助事業に必要と認める経費 |

３　補助対象とならない経費

　・ＩＣクレジットカード等の基本料、初回登録料、保守経費、運営経費、振込手数料

　・グループの各企業の間の取引にかかる費用

　・謝金、保証金、敷金、保険料、公租公課

　・消耗品の購入に要する経費

　・飲食費、接待費、交際費、遊興・娯楽に要する費用

　・フランチャイズ契約、代理店契約等における保証金、加盟金、契約金等

　・その他、公的資金の使途として社会通念上、不適切と判断する経費

４　補助率および補助上限額

　　補助率：補助対象経費の合計の２分の１以内

　　補助上限額：８００万円